

第5の2 特定駐車場用泡消火設備の技術基準

特定駐車場用泡消火設備については、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成26年総務省令第23号。（以下「平成26年省令23号」という。））及び「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成26年消防庁告示第5号。（以下「平成26年告示5号」という。））の規定によるほか、次のとおりとする。

1 特定駐車場

平成26年省令23号第2条第1号における「床面から天井までの高さが10メートル以下」とは、平均の高さではなく、すべての地点における最高の高さとする。

2 特殊消防用設備等として設置された「閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備」の取り扱いについて

今までに特殊消防用設備等として設置された「閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備」の中には、性能鑑定により性能等が確認された機器（以下「性能鑑定品」という。）が使用され、当該設備に係る設備等設置維持計画において、点検等により機器の交換を行う際には性能鑑定品を使用する旨が規定されているものもあることから、その取り扱いについては次のとおりとする。

なお、令第32条に基づき設置された「閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備」についてはこの取り扱いを参考にすること。

(1) 認定により技術基準への適合が確認された機器（以下「認定品」という。）について

認定品のうち性能鑑定品と同等の性能を有することが確認されたものについては、それに相当する性能鑑定品とみなして使用することが出来ることとする。

(2) 性能鑑定品と同等の性能を有することの確認について

認定品が性能鑑定品と同等の性能を有していることの確認については、認定結果に係る資料等によるほか、日本消防検定協会のホームページに掲載される、性能鑑定品とそれに相当する認定品の型式番号に係る対応表により行うこととする。

3 特定駐車場用泡消火設備に係る認定について

(1) 認定において確認される性能等について

日本消防検定協会による認定の対象となる機器は、特定駐車場用泡消火設備のうち、閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手であるが、当該認定においては、次のアとともにイからエの性能等について確認されることとなり、イからエについては、付帯条件が付される。

ア 平成26年告示5号第3に掲げる閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等

- イ 有効感知範囲（開放型泡水溶液ヘッドを除く。）
- ウ 有効放射範囲（感知継手を除く。）
- エ 最大開放個数（閉鎖型泡水溶液ヘッドに限る。）

(2) 付帯条件に係る留意事項について

前(1)イからエの性能等は、使用する泡消火薬剤や泡消火薬剤混合装置等により変動する可能性があることから、特定駐車場用泡消火設備を設置する際に、当該性能等が確認された条件を満たしていない場合は、認定により確認された技術基準に適合していないものとして取り扱うこと。

ア 泡消火薬剤について

付帯条件と同一の泡消火薬剤であること。

イ 泡消火薬剤混合装置について

消火に有効な泡水溶液の放射に必要な流量の範囲のいずれにおいても、前アの泡消火薬剤を付帯条件の希釈容量濃度に適正に混合できるものであること。

なお、当該流量の範囲の下限值及び上限値の算出方法はア及びイのとおりとする。

(ア) 下限値（同時に放射するヘッドが最小（1個）の場合における流量）

$$Q'_{\min} = K\sqrt{10p}$$

$Q'_{\min}$ は流量の下限値（単位 L/min）

Kはヘッドの流量定数（以下同じ。）

pはヘッドの使用圧力範囲の下限値（単位 MPa 以下同じ。）

(イ) 上限値（同時に放射するヘッドが最大の場合における流量）

$$Q'_{\max} = K\sqrt{10p} \times N$$

$Q'_{\max}$ は流量の上限値（単位 L/min）

Nは設置される特定駐車場用泡消火設備の方式に応じ、平成26年省令23号第4条第2号イ又は第5条第4号イ若しくは第7条第4号イにより決定されるヘッドの開放個数（単位 個）

4 平成26年省令23号及び平成26年告示5号に規定される認定品の性能等について

平成26年省令23号第2条第10号の有効感知範囲、同条第11号の有効放射範囲及び第4条第2号イの最大開放個数については、以下の点に留意すること。

(1) 有効感知範囲について

有効感知範囲は、発生した火災を有効に感知することができる最大の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手を設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、その高さを付帯条件として、当該高さ以下の範囲に設置する必要があること。

(2) 有効放射範囲について

有効放射範囲は、使用する泡消火薬剤及びその希釈容量濃度、放射圧力

により影響を受けるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドに対し、使用する泡消火薬剤及び泡消火薬剤混合装置の組み合わせが適正である必要があること。

また、発生した火災を有効に消火することができる最大の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドを設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドは、その高さを付帯条件として、当該高さ以下の範囲に設置する必要があること。

(3) 最大開放個数について

最大開放個数は、発生した火災を有効に消火することができる最小の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッドを設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッドは、その高さを付帯条件として、当該高さ以上の範囲に設置する必要があること。